

# 「中小会計要領」

中小企業の会計に関する基本要領

## ができました!!

新規投資を  
したいけど、  
財務は  
大丈夫…?

もっと  
資金調達を  
スムーズに  
行いたい…

頑張っ  
ているのに、  
経営が  
良くならない…

「中小会計要領」を使って、  
これらの問題を  
解決していきましょう!!

## Q1 「中小会計要領」って何ですか？

A1

中小企業の実態に即してつくられた  
新たな会計ルールです。

非上場企業である中小企業にとって、上場企業向け会計ルールは必要ありませんが、中小企業でも簡単に利用できる会計ルールは今までありませんでした。

「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」は、次のような中小企業の実態を考えてつくられた新しい会計ルールです。

- ・ 経理人員が少なく、高度な会計処理に対応できる十分な能力や経理体制を持っていない
- ・ 会計情報の開示を求められる範囲が、取引先、金融機関、同族株主、税務当局等に限定されている
- ・ 主に法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われていることが多い

「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」は、中小企業関係者（中小企業団体、税理士、公認会計士、金融関係団体、学識経験者等）が主体となって設置された「中小企業の会計に関する検討会」（事務局：中小企業庁、金融庁）によって、中小企業の実態に即した新たな会計ルールとして、平成24年2月1日に公表されました。

## Q2 「中小会計要領」は誰でも使えるのですか？

A2 すべての中小企業が利用できます。

中小企業向け会計ルールは、今回公表された「中小会計要領」の他に、「中小企業の会計に関する指針（中小指針）」があり、中小企業はどちらも参照することができます。

「中小指針」…会計専門家が役員に入っている会計参与設置会社が拠ることが適当とされているように、一定の水準を保った会計処理を示したもの

「中小会計要領」…「中小指針」に比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されたもの

### 【「中小会計要領」の位置づけ】

区 分	会社数	連 結	単 体
上場会社	約3,600社	国際会計基準 の任意適用	日本基準
金商法開示企業 (①) (上場会社以外)	約1,000社	日本基準	
会社法大会社 (②) (上場会社及び①以外) (資本金5億円、又は負債総額200 億円以上)	約10,000社 から上場会社、①に含ま れるものの数を除く	作成義務 なし	中小指針
上記以外の株式会社 (上場会社、①及び②以外)	約260万社 から上場会社、①、②に含ま れるものの数を除く		中小会計要領

(出典) 非上場会社の会計基準に関する懇談会報告書資料を基に作成

## Q3 「中小会計要領」はこれまでの会計ルールとどこが違うのですか？

A3 中小企業の実態に配慮して、税制との調和や事務負担の軽減を図る観点から、多くの中小企業の実務で必要と考えられる項目（以下に抜粋）に絞って、簡潔な会計処理等を示しています。

### 「中小会計要領」が示している項目（抜粋）

#### 貸倒引当金

法人税法上の中小法人に認められている法定繰入率で算定する方法も使用できることを明確化しました。

#### 有価証券

有価証券の評価方法を、法人税法と同様、取得原価での計上を原則としています（売買目的有価証券は時価計上）。

#### 棚卸資産

中小企業で多く利用されている「最終仕入原価法」を、他の評価方法とともに利用できることを明確化しました。

#### 引当金

退職給付引当金について、従業員の在職年数等企業の実態に応じて合理的に引当金額を計算し、自己都合要支給額を基礎として、例えば、その一定割合を計上することとしています。

## Q4 「中小会計要領」を活用すると、 何ができるのですか？

A4 「中小会計要領」を活用することで、以下のような効果が得られます。

### 「中小会計要領」を活用して得られる効果

- 決算書の信頼性が向上します。
- その結果、自社の財務状況が明らかになり、投資判断、経営改善等を的確にできるようになります。
- 金融機関、取引先等から信頼され、スムーズな資金調達や取引先拡大につながります。

#### 財務の把握

「中小会計要領」に準拠した会計処理で日々の取引を記録（記帳）し、その記録を取りまとめた決算書を通じて、自社の経営成績や財政状態を知ることができます。

決算書は事業年度（1年）単位に作成されるのが一般的ですが、月次や四半期毎など定期的に管理することで、常に最近の経営状況を把握することができます。

#### 経営改善等

経営者が自社の財務の数値を用いて、自社の過去と現在の状況や、同業他社の状況と比較・分析することで、会社の課題や問題点などがわかり、将来の事業計画に活用することができます。

#### 金融機関等との信頼関係

自社の財務について、金融機関など外部の利害関係者への報告・説明が正確なものとなり、利害関係者との信頼関係の構築につながります。

つまり、財務経営力の強化が図られるうえ、資金調達力の強化も期待できます。

## Q5 「中小会計要領」の活用に対する、支援策はありますか？

A5 「中小会計要領」の策定に参画した中小企業金融機関、税理士、公認会計士の各関係団体などと、中小企業庁や金融庁が連携し、一丸となって普及・活用を進めていきます。

### 取組の一例

<「中小会計要領」について学びたい方>

○中小企業基盤整備機構による「中小企業会計啓発・普及セミナー」の開催

中小企業基盤整備機構は、中小企業関係団体、金融機関などと連携し、中小会計要領の活用の仕方等についてのセミナーを開催しております。開催予定については下記で公開されておりますので、ご参照ください。

URL:<http://www.smrj.go.jp/jinzai/seminar/001398.html>

<金融面での支援>

○日本政策金融公庫（旧中小公庫）における「中小企業会計活用強化資金」融資制度の創設

中小企業会計要領に準拠した計算書類の作成及び期中における資金繰り管理等の会計活用を目指す中小企業に対し、優遇金利（基準利率▲0.4%）で貸付を行う融資制度を平成24年度から創設されました。

○日本政策金融公庫（旧国民公庫）における「会計関連融資制度」の拡充

平成24年度より中小企業会計要領を適用している小規模企業に対して利率を▲0.2%優遇します。

その他の支援策等については下記の中小企業庁ホームページでご紹介しておりますので、ご参照ください。

URL: <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikei/index.html>

<普及・活用を進めていく組織・団体>

日本商工会議所

全国商工会連合会

全国中小企業団体中央会

全国商店街振興組合連合会

中小企業家同友会全国協議会

中小企業基盤整備機構

中小企業診断協会

全国銀行協会

全国信用金庫協会

全国信用組合中央協会

商工組合中央金庫

日本政策金融公庫

日本公認会計士協会

日本税理士会連合会

企業会計基準委員会

金融庁

中小企業庁

## 国も「中小会計要領」を全力で応援していきます

平成22年6月に閣議決定された「中小企業憲章」では、「中小企業の実態に即した会計制度を整え、経営状況の明確化、経営者自身による事業の説明能力の向上、資金調達力の強化を促す」と言及されています。

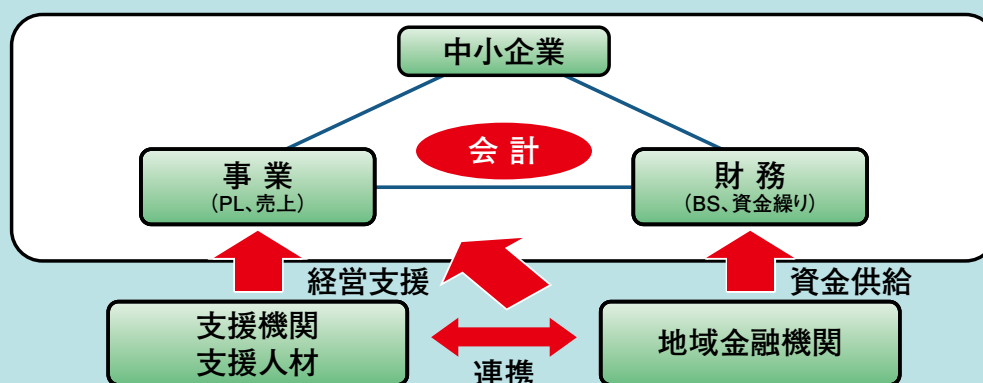
また、平成23年12月の中小企業政策審議会企業力強化部会中間とりまとめでは、中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じて、中小企業の経営力向上、資金調達力の向上を促進することが重要であり、そのためには中小企業の実態に即した会計ルールを整備をすべきとされています。

「中小会計要領」は、その新たな会計ルールに相当するものですので、今後、普及・活用の促進を図っていきます。

### 中小企業政策審議会企業力強化部会 中間取りまとめ（平成23年12月）＜抜粋＞

1. 経営支援の担い手の多様化・活性化／中小企業金融
- (2) 具体的な政策のあり方
- ③ 中小企業の財務経営力の強化

中小企業に会計の定着を図り、会計の活用を通じた経営力の向上を図ることに加え、決算書の信頼性を確保して、資金調達力の向上を促進させることが重要である。そのためには、記帳能力など中小企業の実態に即した会計ルールの整備、政策金融における会計の活用や期中管理（経営計画や資金計画の作成等）体制の定着、及び金融機関に対する説明能力の向上、ITクラウドによる高度な財務・経理データを活用した地域金融機関との関係構築支援を図るべきである。



中小企業庁では、中小企業の財務経営力や資金調達力の向上を支援していくため、今後も「中小会計要領」の内容を分かりやすく解説したパンフレットの作成や、中小企業政策における「中小会計要領」の活用支援などを検討し、随時ホームページ等で公表していきますので、ご期待ください。

### 【「中小企業の会計に関する基本要領」の入手先】

下記4機関のホームページに掲載

- |            |   |
|------------|---|
| ○中小企業庁     | <a href="http://www.chusho.meti.go.jp/">http://www.chusho.meti.go.jp/</a> |
| ○金融庁       | <a href="http://www.fsa.go.jp/">http://www.fsa.go.jp/</a>                 |
| ○日本商工会議所   | <a href="http://www.jcci.or.jp/">http://www.jcci.or.jp/</a>               |
| ○企業会計基準委員会 | <a href="http://www.asb.or.jp/">http://www.asb.or.jp/</a>                 |

【お問い合わせ先】

中小企業庁 財務課

〒100-8912  
東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
TEL：03-3501-5803